

綾瀬市市民活動補償制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、綾瀬きらめき市民活動推進条例（平成16年条例第5号）の理念に基づき、市民が安心して継続的、計画的又は一時的に市民活動に参加し従事できるよう、市民活動中に偶然に発生した事故について補償することにより、市民活動を推進し多様な価値観を認め合う豊かで活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民活動 活動者が日本国内で行う無報酬（実費弁償程度を含む）の自主的な地域社会活動、青少年健全育成活動、社会福祉活動、社会奉仕活動、社会教育活動等で、本来の職場を離れて自由意志のもとに行う継続的、計画的又は一時的に行われる公益性のある直接活動（親睦を図るための活動や個人での被災地ボランティア等は除く）をいう。ただし、宗教及び政治に関する活動を主たる目的とするもの並びに選挙に関する活動を目的とするものを除く。

(2) 活動者 市民活動を行うために自主的に結成された団体又は個人で、次のアまたはイのいずれかに該当する者をいう。

ア 市内に在住、在勤又は在学する者

イ 主たる活動場所が市内である者（市外居住者を含む）

(3) 市主催事業 市が主催又は共催する事業のうち市民活動に類する事業で、参加者が無報酬（実費弁償程度を含む。）で参加又は協力する事業をいう。

(4) 参加者 市内を主たる活動場所とする市民活動又は市主催事業に参加、協力、従事する者をいい、市外居住者を含む。ただし、次に掲げる者を除く。

ア 来場者、観覧者、応援者その他市民活動に直接参加しない者

イ 参加する市民活動又は市主催事業においてスポーツ等の指導を受ける者又は選手として参加する者

(保険契約)

第3条 市長は、綾瀬市市民活動補償制度（以下「補償制度」という。）を実施するため、損害保険会社（以下「保険会社」という。）と損害保険契約（以下「保

険契約」という。)を締結するものとする。

(補償対象者の範囲)

第4条 補償制度で補償が受けられる者(以下「補償対象者」という。)の範囲は次の各号に定めるとおりとする。

(1) 賠償責任事故の補償対象者 市民活動においては活動者とし、市主催事業においては市及び活動者とする。

(2) 傷害事故の補償対象者 活動者及び参加者とする。

(対象事故)

第5条 補償制度の対象となる事故は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 賠償責任事故 賠償責任事故の補償対象者がその過失により市民活動中又は市主催事業実施中において参加者又は第三者の生命、身体又は財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

(2) 傷害事故 傷害事故の補償対象者が市民活動中又は市主催事業実施中に発生した急激かつ偶然な外来の事故又は熱中症(熱射病及び日射病をいう。)、細菌性食中毒及びウイルス性食中毒(以下これらを「熱中症等」という。)により、死亡し、又は負傷し、若しくは発症した事故をいう。

2 前項第2号の事故には、市民活動又は市主催事業に従事又は参加するための所定の場所と活動者又は参加者の自宅との通常経路による移動中の事故を含むものとする。

(適用除外)

第6条 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事故については補償制度の対象としない。

(1) 賠償責任事故

ア 賠償責任事故の補償対象者の故意による事故

イ 戦争、変乱(テロを含む。)、暴動、労働争議等政治的社会的騒乱による事故

ウ 地震、噴火、洪水、津波等の天災による事故

エ 賠償責任事故の補償対象者の同居の親族に対する事故

オ 賠償責任事故の補償対象者が所有し、使用し、又は管理する車両(原動力が専ら人力である場合を除く。)若しくは動物による事故

カ 施設の新築、改装、修理、取壊し等の工事による事故

- キ 学校管理下における児童、生徒の活動中の事故
- ク その他適用除外する必要があると市長が個別に判断する事故
- ケ その他保険契約に適用される約款及び特約条項で免責とされる事故

(2) 傷害事故

- ア 傷害事故の補償対象者の故意による事故
- イ 戦争、変乱(テロを含む。)、暴動、労働争議等政治的社会的騒乱による事故
- ウ 地震、噴火、洪水、津波等の天災による事故
- エ 傷害事故の補償対象者の脳疾患、疾病(熱中症等を除く)又は心神喪失による事故
- オ 傷害事故の補償対象者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為による事故
- カ 山岳登山、リュージュ、ハンググライダー搭乗その他これらに類する危険なスポーツに参加している最中の事故
- キ 傷害事故の補償対象者が法令に定められた運転資格を持たず、又は飲酒、薬物等正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間に生じた事故
- ク 傷害事故の補償対象者の妊娠、出産、早産、流産又は外科的手術を含むその他の医療措置
- ケ 原因のいかんを問わず、医学的他覚症状のないけい部症候群(ムチウチ症)又は腰痛
- コ 傷害事故の補償対象者の飲酒、薬物等の使用による事故
- サ その他適用除外する必要があると市長が個別に判断する事故
- シ その他保険契約に適用される約款及び特約条項で免責とされる事故

2 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる市主催事業実施中の事故については補償制度の対象としない。

- (1) 特定の市民等(施設への通所者・通園者等)に対して特定のサービスを提供する事業。ただし、施設での一般参加も可能なイベント等(家族や一般市民も参加する運動会等の行事)については対象とする。
- (2) 学校等管理下における園児、児童、生徒を対象とした保育園・学校行事。ただし、これらの行事に対する地域住民の自由意志のもとに行う市民活動は対象とする。

(3) 施設の単なる利用者（学校開放施設の利用者等）

（賠償責任事故のてん補限度額）

第7条 賠償責任事故のてん補限度額は、損害賠償金及び保険会社が認めた費用の合計額から1事故につき、次の各号とも、それぞれ5,000円を控除した額（市の過失による賠償責任事故については、免責額を設定しない。）で、次の各号に定める額とする。

(1) 身体賠償 1人につき1億円、1事故につき3億円

(2) 財物賠償 1事故につき500万円

(3) 保管物賠償 1事故につき500万円

2 前項に規定する損害賠償金及び保険会社が認めた費用とは、次に掲げる費用をいう。

(1) 被害者に係る治療費、入院費、通院交通費、休業補償、葬儀料、慰謝料、死亡による逸失利益又は財物の修理代等の損害賠償費用

(2) 保険会社の承諾を得て支出した訴訟、仲裁、和解又は調停に係る費用

(3) 損害の防止又は軽減のために有益な措置費用

（傷害事故の補償の額）

第8条 傷害事故の補償の額は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 死亡補償 傷害事故の補償対象者が傷害事故を直接の原因として当該事故の日から180日以内に死亡したときは、その者の法定相続人に対し、500万円（ただし、熱中症等については300万円）を支払うものとする。

(2) 後遺障害補償 傷害事故の補償対象者が傷害事故を直接の原因として、当該事故の日から180日以内に後遺障害を生じたときは、その者に対し、500万円（ただし、熱中症等については300万円）を限度とし、その後遺障害の程度により支払うものとし、その区分については保険契約約款の区分を用いるものとする。

(3) 入院及び手術補償 傷害事故の補償対象者が傷害事故を直接の原因として、生活機能又は業務能力の滅失をきたし、入院による治療を受けた場合には、当該事故の日から180日を限度として入院日数1日につき3,000円を支払い、その治療のため手術を受けた場合には、その内容により手術に関する補償金を併せて支払うものとし、その額の算定については保険契約約款の算定方法を用いるものとする。

- (4) 通院補償 傷害事故の補償対象者が傷害事故を直接の原因として、生活機能又は業務能力の減少を生じ通院による治療を受けた場合には、当該事故の日から180日までの間において90日を限度として通院日数1日につき2,000円を支払うものとする。

(事故の報告)

第9条 補償制度を適用しようとする者は、市民活動中又は市主催事業実施中に事故が発生した場合、速やかに市へ連絡し、その後速やかに次の書類により市長に報告しなければならない。ただし、事故の内容により市長又は保険会社は、必要な書類を別に求めることができる。

- ア 綾瀬市市民活動補償制度事故報告書（第1号様式）
- イ 市民団体等の概要が分かる書類
- ウ 当日の活動等の内容が分かる書類
- エ 当日の活動者及び参加者等の名簿

(事故の判定)

第10条 市長は、前条に規定する事故の報告を受けたときは、当該事故が補償制度を適用できる事故であるか判定し、補償制度を適用できる事故であると認めたときは速やかに保険会社に報告するものとする。

- 2 市長は、前項の判定がし難いときは、保険会社に意見を求めるものとする。

(補償金の請求及び支払い)

第11条 賠償責任事故にかかる補償金の請求は、賠償責任事故の補償対象者が損害賠償責任に係る訴訟、仲裁、和解、調停その他法律的な解決を終えた後に、市の指定する補償金請求書にその他必要な書類を添付して保険会社に請求するものとする。

- 2 傷害事故にかかる補償金の請求は、死亡補償にあつては死亡した傷害事故の補償対象者の法定相続人が、負傷に係る補償にあつては当該補償対象者が市の指定する補償金請求書にその他必要な書類を添付して市長に提出するものとする。この場合において、後遺障害補償に係る補償金の請求にあつては当該障害の症状が固定した後に行い、入院、手術又は通院に係る補償金の請求にあつては入院又は通院が終了した後に行うものとする。

- 3 市は第2項による請求があつた場合は、第3条に基づき補償金請求書その他必要な書類を添付して保険会社に提出し保険金請求を行う。

4 市は、前項に基づき補償金相当分を保険会社に保険金として請求し、保険会社がその保険金を死亡した傷害事故の補償対象者の法定相続人又は負傷に係る補償にあっては当該補償対象者が指定した口座に振り込んだ場合は、これをもって補償額の支払に代えることができる。

(所管課)

第12条 この要領に定める事務は、市民活動主管課において行う。

(補則)

第13条 この要領に定めるもののほか、保険契約に適用される約款及び特約条項の規定を準用するとともに、その他必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

第 1 号様式（第 9 条関係）

綾瀬市市民活動補償制度事故報告書

綾瀬市長 宛										年 月 日			
報告者 氏名／団体名													
_____ 印													
住所／所在地													
電話番号													
市民活動中に事故が発生しましたので次のとおり報告します。													
活動の種別		☐ 市民活動（ ） ☐ 市主催事業（ ）											
事故の種別		☐ 賠償責任事故 ☐ 傷害事故											
当日の活動等の内容													
事故発生日時		年 月 日 午前 午後 時 分頃											
事故発生場所													
事故発生状況（事故原因、受傷程度等）													
負傷者 (死亡者)		住 所											
		氏 名					保護者氏名 (未成年者のみ)						
		電 話 携 帯		() ()			生年 月 日		年 月 日生				
		保護者氏名 (未成年者のみ)											
身体傷害の 状況		傷病名				受傷部位				受傷形態			
		治療の種別		☐ 通院 ☐ 入院 ☐ 手術									
		病院名		電話 ()									
財物損害の 状況 ※賠償責任 事故の場合		財物名											
		所在地 または 所有者住所氏名											
		損害額		円 確定・見込み									

- 添付書類
- 1 団体等の概要が分かる書類（団体規約や会則等）
 - 2 当日の活動等の内容が分かる書類（企画書、活動プログラム、チラシ等）
 - 3 当日の活動者及び参加者等の名簿（参加者名簿や受付名簿等）